

2006年3月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

印鑑登録証明事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年3月2日付けで諮問（第186号）された印鑑登録証明事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に提供をする必要性及び本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成18年2月27日付けの警視庁司法警察員名での捜査関係事項照会書により、捜査中の印鑑登録証明書を不正に使用した詐欺事件に関連し筆跡等の鑑定の必要から、印鑑登録時の提出（申請）書類及び平成16年7月29日付藤沢市長が発行した印鑑登録証明書発行時の提出（申請）書類の写しの交付についての依頼が実施機関になされた。

当該照会事項は、藤沢市印鑑条例第4条に基づく印鑑登録申請書の写し及び藤沢市印鑑条例第13条に基づく印鑑登録証明書交付申請書の写しである。

印鑑登録証明事務は、地方自治法第2条第3項に基づく市町村の事務であり、藤沢市の印鑑登録証明事務は藤沢市印鑑条例及び藤沢市印鑑条例施行規則に基づいて執行されている。

藤沢市印鑑条例第15条には、印鑑登録証明事務に関する書類の閲覧の禁止が定められており、印鑑登録証及印鑑登録証明書を除く書類を閲覧することはできないことから、今回諮問に至ったものである。

(2) 印鑑登録申請書及び印鑑登録証明書交付申請書の写しによってのみ得られる個人情報

印鑑登録申請書について

- ア 印鑑登録申請年月日
- イ 本人申請か代理人申請か
- ウ 申請人の住所、氏名、生年月日並びに代理人申請の場合には代理人の住所及び氏名
- エ 申請人の筆跡又は代理人の筆跡
- オ 印鑑登録本人確認の事由
本人確認書類（確認書類の種類と発行年月日と番号）
又は保証人（住所・署名と登録印の印影）
又は文書照会（配達記録郵便到達の回答書・回答書の筆跡）
- カ 委任状の筆跡（代理人申請の場合）
- キ 登録印の印影
- ク 代理人印の印影
- ケ 登録申請受付場所

印鑑登録証明書交付申請書について

- ア 本人申請か代理人申請か
- イ 申請人の筆跡又は代理人の筆跡
- ウ 代理人の住所、氏名（代理人申請の場合）
- エ 印鑑登録証明書交付申請書受付場所

(3) 目的外に提供する必要性について

警視庁からの本件照会は、正当な請求権を有する司法警察員職員により行われ、公共の福祉を維持するために必要な捜査を行うものであり、正当な権限を有するものによって行われたものであることから、照会そのものの正当性及び公益性は十分認められるものであり、本件照会に係る個人情報を目的外に提供する必要がある。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本件照会に係る個人情報の目的外提供は、警視庁による事件捜査のために行うものであり、当該本人へ通知した場合は捜査の遂行に支障が生じるおそれが

あることから本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、本人通知を省略するもの。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 実施機関の説明によると、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により、現在捜査中の印鑑登録証明書を不正に使用した詐欺事件に関連し捜査上の必要から印鑑登録時の提出（申請）書類及び平成16年7月29日付藤沢市長が発行した印鑑登録証明書発行時の提出（申請）書類の写しの交付について依頼があった。

イ 本件照会について実施機関が警察署に問い合わせをしたところ、警視庁で捜査中の詐欺事件に関連し当該申請書の筆跡等の鑑定のため必要であるとの回答であった。

ウ 本件照会の当該申請書の写しによって、捜査中の詐欺事件に関連し筆跡等の鑑定を含め事件の解決を図る手がかりとなるもので、本件照会に係る書類は本市に提出されたものであり、本市以外のものから提供を受けることは不可能であり、また、本件照会は公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うためなされたものであることから、目的外に提供する必要性は認められる。

(2) 本人へ通知しないことの合理的理由について

本件照会に係る個人情報の目的外提供は、警視庁による事件捜査のために行うものであり、当該本人へ通知した場合は捜査の遂行に支障が生じるおそれがあることから本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

以 上

